

畿央大学教採・公務員対策室規程

(目的)

第1条 この規程は、畿央大学(以下「本学」という。)における教員・公務員養成に関する教育を側面から支援し、教員・公務員を志望する本学学生および卒業生(以下「学生等」という。)の教職・公務員領域への進路を支援するために設置する本学教採・公務員対策室(以下「対策室」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 対策室は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 教員・公務員を志望する学生等を対象とした各種講座の企画および運営
- (2) 教員・公務員を志望する学生等を対象とした相談、指導および助言
- (3) 教員採用試験・公務員試験に関する個別およびグループ学習指導
- (4) 教員採用試験・公務員試験に関する情報および資料の収集と提供
- (5) 教員・公務員を志望する学生等の自主的活動への援助
- (6) その他、対策室の目的達成に必要な業務

2 対策室の事務は、本学進路支援部が行なう。

(職員)

第3条 対策室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 対策室長(以下「室長」という。) 1名
本学専任職員より本学学長(以下「学長」という。)が任命する。
- (2) 室員 若干名 本学専任職員より学長が任命する。

2 室長は、対策室の事業を統轄し、対策室を代表する。

3 本条第1項に規定する職員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(対策室運営委員会)

第4条 第2条に規定する対策室の業務の企画、立案、運営等を審議するために対策室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 運営委員会委員長(室長をもって充てる、以下「委員長」という。)
- (2) 本学教育学部長
- (3) 本学現代教育学科長
- (4) 本学事務局長
- (5) 本学進路支援委員会 委員長
- (6) 本学教育推進部事務職員のうち学長が任命した者 若干名
- (7) 本学進路支援部事務職員のうち学長が任命した者 若干名

(8) その他室長が必要と認め、学長が任命した者 若干名

3 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

4 本条第2項第6号から第8号までの委員の任期は当該年度末までとし、再任を妨げない。

(運営委員会の審議事項等)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 対策室の運営に関する事項

(2) 対策室の各種講座の企画および運営に関する事項

(3) 教員採用試験・公務員試験に関する情報収集等に関する事項

(4) その他、対策室の目的達成に必要な事業に関する事項

2 委員長は、運営委員会の下に、専門部会を設置することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会および教授会の議を経て、学長が行なう。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の制定をもって、畿央大学教職支援センター規程および畿央大学スタディサポートセンター規程を廃止する。

附 則

平成28年4月1日の学内組織の名称変更により、条文中の「学生支援」を「教育推進」に修正する。